



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 8 0 5 号 令和 7 年 3 月 1 8 日発行

目 次

は県例規集登載

【 条 例 】

番 号	表 題	担当課名
2 9	徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条 例	議会事務局
3 0	もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一 部を改正する条例	同
3 1	徳島県議会の保有する個人情報の保護に関 する条例の一部を改正する条例	同

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）**

- 一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。
- 二 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十二・五とすることとした。

- 三 費用弁償として支給する旅費について、職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。

- 四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二及び三については、令和七年四月一日から施行することとした。

- 五 一については、令和六年十二月一日から適用することとした。

● **もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部を改正する条例（条例第三十号）**

- 一 基本理念に、県民等による地域における創意工夫を生かした主体的な取組の継続的な創出を追加することとした。

- 二 県民、観光事業者及び観光関係団体の役割に、観光資源の発掘、活用、維持及び保存を追加することとした。

- 三 観光振興基本方針に、持続可能な観光地域づくりの促進、外国からの観光旅行者の誘致を図るための広報宣伝の適切な実施等を追加することとした。

- 四 その他所要の改正を行うこととした。

- 五 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）**

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 二 その他所要の整理を行うこととした。

- 三 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第二十九号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年
徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七
十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第四条第二項中「宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五
」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表第一宿泊料の項の項名を「宿泊費」に改め、同項中「宿泊料に」を「宿泊費に」
に改め、同表に次のように加える。

宿泊手当	知事が職員の旅費に関する条例の規定に基づいて受ける宿泊手当に係 る旅費の額に相当する額
------	--

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日か
ら施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例（以下「第一条改正後条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適
用する。

（期末手当の内払）

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例の規定に基づいて令和六年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間
に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、第一条改正後条例の規定による期末
手当の内払とみなす。

（費用弁償に関する経過措置）

4 第二条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例第四条第二項及び別表第一の規定は、令和七年四月一日以後に出発する旅行か
ら適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第三十号

もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部を改正する条例

もてなしの阿波とくしま観光基本条例（平成二十一年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第一項中「いやされる」を「癒やされる」に改め、第二項中「大谷焼」の下に「、にし阿波の傾斜地農耕システム」を、「祖谷のかずら橋」の下に「、四国遍路」を加え、「あたたかい」を「温かい」に改め、「など」の下に「、持続可能な観光への関心が高まる中で」を加え、「観光地づくり」を「観光地域づくり」に改める。

第二条に次の四号を加える。

四 持続可能な観光 観光旅行者、産業、環境及び地域の需要に適合しつつ、現在及び将来の経済、社会及び環境への影響に十分に配慮した観光をいう。

五 観光地域づくり 県、市町村、県民等が一体となって行う、魅力ある観光地の形成につなげるための活動をいう。

六 持続可能な観光地域づくり 観光資源の維持及び保存並びに観光を支える産業の収益力及び生産性の向上が両立する観光地域づくりをいう。

七 観光コンテンツ 観光資源を活用して観光旅行者に提供する催し、企画旅行及び体験活動をいう。

第三条第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四号中「や自然環境」を「、自然環境及び生活環境」に改め、同条に次の一号を加える。

五 県民等により、地域における創意工夫を生かした主体的な取組が継続的に創出されていること。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努めるものとする。

第七条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 観光事業者は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努めるものとする。

第八条第一項中「受入れ態勢」を「受入態勢」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に取り組むものとする。

第八条に次の一項を加える。

4 観光地域づくり法人（地域において観光地域づくりの中心的な役割を担う法人である観光関係団体をいう。）は、基本理念にのっとり、他の都道府県及び外国からの観光旅行者から選ばれる観光地の形成に向け、県、市町村、県民等その他の地域の多様な関係

者との連携の下、長期の滞在につながる観光コンテンツの充実等に努めるものとする。

第九条第一号中「の活用による」を「を磨き上げ、又は相互に組み合わせることにより、新たな需要の開拓につながる観光コンテンツを創出し、これを充実させることで、誰もが魅力を感じ、訪れたいくなるような」に改め、同条第八号中「近畿地方」の下に「、中国地方」を加え、同号を同条第十号とし、同条第七号中「や経済交流を通じて」を「、経済交流、広報宣伝の適切な実施、県内の交通及び宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致、受入態勢の整備等により、」に改め、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 持続可能な観光地域づくりを促進すること。

第九条第六号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「発信する」を「発信し、本県の認知度の向上に資する」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「心と」を「心を育むとともに、観光旅行者の交通手段の確保その他の」、「の向上」を「を向上させること」に、「受入れ態勢」を「受入態勢」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 観光コンテンツを生かした魅力ある教育旅行を提案し、その誘致を促進すること。

第十二条第一項中「県は」の下に「、持続可能な観光の実現に向け」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第三十一号

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年徳島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一項中「以下」を「第十三条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十三条第五項中「及び第三十条」を削り、同項の表第三十九条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「以下この条」を「第三項」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十九条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十二条第二項中「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十三条第三項中「この章において」を削る。

第三十九条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十九条において」を削る。

第四十条第三項中「この章において」を削る。

第四十八条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十九条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。